

## <生活福祉資金等の状況>

### (1) 貸付制度

#### ①緊急小口資金・特例貸付（一時的な資金が必要な方）…3月25日受付開始

##### ●貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。

##### ●貸付上限額

原則として、1世帯につき1回限り10万円以内。ただし、特に必要と認められる場合は、1世帯につき1回限り20万円以内。

##### ●申請受付状況

高知市社会福祉協議会：2,527件、4億990万円（令和2年5月11日現在）

#### ②総合支援資金・特例貸付（生活の立て直しが必要な方）…4月20日受付開始

##### ●貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯。

##### ●貸付上限額

（二人以上世帯）月20万円以内／（単身世帯）月15万円以内

※原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが貸付要件となる。

##### ●申請受付状況

高知市社会福祉協議会：450件、2億3,964万円（令和2年5月11日現在）

### (2) 給付金制度

#### ①住居確保給付金（※対象範囲の拡大）…4月20日から受付開始 （生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金支給制度）

##### ●概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、従前の対象者である離職者・廃業者に加え、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失う恐れが生じている方に対して住居確保給付金を支給できるように支給対象要件を拡大。（省令改正）

##### ●実施主体

高知市（各福祉事務所設置自治体）所管課：福祉管理課

##### ●申請窓口

高知市生活支援相談センター（高知市社会福祉協議会内）※完全予約制

##### ●支給額

下記の上限額の範囲で、月ごとに家賃額を支給。

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| ・1人世帯：32,000円   | ・2人世帯：38,000円 |
| ・3～5人世帯：42,000円 | ・6人世帯：45,000円 |
| ・7人以上世帯：50,000円 |               |

##### ●支給方法

入居している賃貸住宅の賃貸人（不動産管理会社・家主等）の口座に振込。

##### ●申請受付状況

149件（令和2年5月11日現在）